千葉市情報公開条例の一部改正(案)について

1 趣旨

本市では、より適正な公文書等の管理、保存、利活用を行うため、千葉市公文書管理条例の新規制定に向けた検討を進めている。同条例では、「特定重要公文書等」は「利用請求」によって閲覧等をさせることとするため、現行の千葉市情報公開条例(以下「条例」という。)における開示請求対象公文書から、「特定重要公文書等」に該当する公文書を除く改正等を行うことを検討している。

2 千葉市公文書管理条例の概要

(1) 重要公文書及び特定重要公文書等の新設

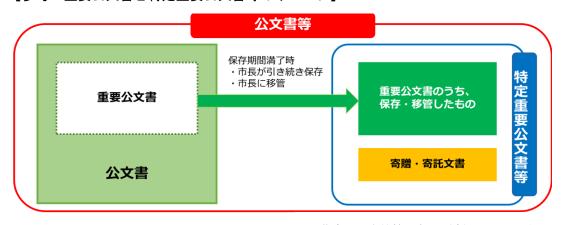
現在、条例第2条第2項において、「公文書」の定義をしているが、千葉市公文書管理条例で「公文書」の定義を置くとともに、次のとおり「重要公文書」及び「特定重要公文書等」を定義するものとされている。

ア 重要公文書

公文書のうち、市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を跡付け、又は検証する上で重要な資料となるもの

- イ 特定重要公文書等の定義の新設 次に掲げるものをいう。
- (ア) 実施機関が保有する重要公文書のうち、保存期間が満了したときの措置として、 市長が引き続き保存の措置をとったもの及び市長以外の実施機関から市長に移管 されたもの
- (イ)法人その他の団体又は個人から市へ寄贈又は寄託の申出があった文書で、市政の 重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料 となると市長が認め、寄贈又は寄託を受けたもの

【参考:重要公文書と特定重要公文書等のイメージ】



千葉市公文書等管理条例(案)の骨子抜粋

(2) 特定重要公文書等の利用請求について

ア 利用請求の概要

(ア)請求者:何人も可能

(イ) 利用方法: 閲覧又は写しの交付

(ウ)費用負担:利用する者は写しの交付に要する費用を負担する。

イ 条例に基づく開示請求との相違点

	現行の開示請求	特定重要公文書の利用請求
不開示情報	条例第7条第1号から第7号ま	条例第7条第5号の審議検討
	でに該当する情報	情報を除く(※)
決定期限	14日+延長46日	30日+延長30日
本人情報の	個人情報該当の場合は不開示	本人であることが確認できる
取扱い		場合に限り開示
利用の特例		移管元の実施機関からの利用
		請求に関しては、不開示情報の
		有無に関わらず利用可能

※ 条例第7条第5号の審議検討情報については、特定重要公文書等は保存期間が満 了したものを対象としていることから、該当し得ないものとして不開示情報から 除いている。

3 条例の改正内容

- (1)特定重要公文書等について、上述のとおり利用請求で対応することとなるため、現在の条例における公文書開示請求の対象公文書からは除くこととする。
- (2) 現在の条例に規定されている公文書の管理に関する事項(第28条)については、千葉市公文書管理条例に規定されるため、条例からは除くこととする。

4 施行期日

令和6年4月1日(予定)

- ・条例の規定は、原則条例の施行の日以降に作成・取得する公文書に適用する。
- ・条例の施行日前に作成・取得した公文書のうち、特定重要公文書等に該当すると認め るものについては、条例上の特定重要公文書等として扱う。